

「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の  
手引(仮称)」作成のための聞き取り調査

報告書

平成23年12月

内閣府犯罪被害者等施策推進室



# 目次

1. 調査概要 .....	1
1.1 調査目的 .....	1
1.2 調査対象 .....	1
1.3 調査方法 .....	1
1.4 調査内容 .....	2
2. 調査結果 .....	3
2.1 性的被害の内容 .....	3
2.2 被害による影響 .....	3
2.3 被害後の状況（概要） .....	6
2.4 ワンストップ支援センター利用者の声 .....	6
2.5 ワンストップ支援センターに求める支援内容・方法 .....	8
2.6 ワンストップ支援センターの相談員に求めること .....	11
2.7 ワンストップ支援センターのあり方 .....	13
2.8 被害後の相談状況 .....	14
(1) 被害から最初の相談までの時間、初めに相談した人（機関）・理由 .....	14
(2) 被害後相談した人（機関） .....	15
(3) 警察への通報・被害届の有無とその理由 .....	16
2.9 二次被害の状況 .....	18
(1) 行政及び民間団体の相談窓口 .....	18
(2) 医療機関 .....	19
(3) 警察等刑事司法関係機関 .....	19
(4) 職場 .....	21
2.10 その他 .....	21
3. 調査結果まとめ .....	23

## 1. 調査概要

### 1.1 調査目的

性犯罪・性暴力被害者は、被害後、相談機関、医療機関、捜査機関などに自ら足を運び、その都度、何度も自身が体験した被害について話し、時には二次被害を受けることがあるなど、我が国の性犯罪・性暴力被害者の支援体制はいまだ不十分な状況にある。そうした中、本年3月に策定された第2次犯罪被害者等基本計画により、政府は、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士などによる支援、警察官による事情聴取などの実施が可能なセンター。）の設置を促進している。

内閣府では、今後ワンストップ支援センターの設置を検討している機関が、実際にワンストップ支援センターを開設して運営することができるよう、有識者、民間団体、関係省庁の協力を得て、「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」を作成し、関係機関に配布することとしている。本調査は、被害者から聞き取り調査を実施し、その内容を踏まえた手引を作成することにより、被害者のニーズに沿ったワンストップ支援センターの設置促進に資することを目的として実施した。なお、本調査に係る事務作業については、株式会社リベルタス・コンサルティングに委託した。

### 1.2 調査対象

本調査の対象は、強姦、強制わいせつ（未遂、致傷を含む）の被害を受けたことがある被害者とし、警察への被害届の有無や、性犯罪として扱われたかどうかに関わらず、配偶者暴力・児童虐待等についても内容的に上記に該当すると思われるものは対象に含めることとした。そして、「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」作成委員会（以下、「手引作成委員会」という。）構成員を通じて、上記の対象となる計11名（年齢20歳代～40歳代、男性0名、女性11名）に調査に協力いただいた。

なお、11名中4名の対象者は、実際にワンストップ支援センターを利用したことのある被害者である。

### 1.3 調査方法

本調査は、臨床経験者による対面聞き取り形式で実施した（※）。聞き取り調査項目については、手引作成委員会構成員の意見を踏まえて作成した。聞き取り実施者、実施場所等については、調査対象者の負担を考慮し、可能な範囲で個別に調整をした。調査対象者の

同意が得られた場合には、株式会社リベルタス・コンサルティングの女性調査員が聞き取り調査に同席した。

調査にあたって、答えたくない質問に対しては答える必要はないこと、具合が悪くなったときには、途中でやめてかまわないことなどを伝えた上で調査を実施した。そのため、調査項目への回答が得られなかった部分もある。

#### 1.4 調査内容

本調査は、平成23年10月から12月にかけて上記11名にご協力いただき、実施し、被害による心身への影響、社会生活上の影響、被害についての相談状況、二次被害の経験、ワinstopp支援センターに求める支援などについて聞き取った。

※当初は、被害者を対象としたアンケート調査と聞き取り調査の双方を実施することを考えていた。しかしながら、手引作成委員会において調査方法等の議論があり、性犯罪・性暴力被害者へのアンケート調査にあたっては、その回答の負担の大きさなどを考慮して臨床経験を有する者によるインタビュー形式での調査の方が望ましいとの意見があったことなどから、調査の方法等について、再度検討を行い、アンケート調査において質問することを想定していた内容を加味した上、臨床経験を有する者による聞き取り調査のみを実施することとした。

## 2. 調査結果

### 2.1 性的被害の内容

性的被害の内容は、強姦、強制わいせつであり、DV（配偶者からの暴力）及び児童虐待で強姦又は強制わいせつに該当するものを含んでいる。

#### ■性的被害の内容

- 身内の男性による強姦の被害
- 顔見知りの男性（職場の先輩）による強姦の被害
- 顔見知りの男性（職場の上司）による強姦の被害
- 顔見知りの男性による強姦の被害
- 面識のない男性による強姦の被害
- 面識のない男性による強制わいせつ、所持品の盗難、暴力の被害
- 面識のない男性による強制わいせつの被害
- 夫からの継続的な暴力・性暴力の被害（※1）
- 交際相手からの継続的な暴力・性暴力の被害（※1）
- 子どもの頃の身内の男性による性的虐待（※2）
- 子どもの頃の顔見知りの男性（教員）による長期の強制わいせつ等の被害（※2）

※1：以下では、「DV被害者」という。

※2：以下では、「子どもの頃被害に遭った被害者」という。

### 2.2 被害による影響

被害による影響については、けがや精神的なショックなどによる心身への影響、そして社会生活上の影響が挙げられる。

心身への影響については、被害直後には、膣の裂傷、出血などの身体的影響がみられ、医療機関による診察、治療が不可欠であると考えられる。また、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、不眠、震え、悪夢、憂うつな気分、感覚の麻痺、記憶が抜け落ちる、繰り返すフラッシュバック、リストカットなどの自傷行為などにより、日常生活を送ることが困難な状況となることがうかがえた。これらの精神的影響については、被害直後の精神的なショックに対応した適切な相談とともに、中長期に及ぶ精神的影響については継続的な心理的支援が必要になると考えられる。

社会生活上の影響については、犯人が捕まっていないことから身の危険を感じ外出できない、引越しを余儀なくされた、記憶力・判断能力が低下し、今まで通り家事や仕事をこ

なすことが困難となった、仕事を休みがちになり退職した、引っ越し費用などにより経済的に苦しい状況に追い込まれた、被害にあったことで人間関係が狭まったといった影響がみられた。

DV 被害者については、軟禁状態にある、加害者から交友関係や外部との連絡に制限を受けるなど、物理的・精神的に束縛状態となったり、被害にあっているという認識を持つことができなかったという回答がみられ、子どもの頃被害に遭った被害者については、何をされているのか分からなかった、子どもの頃の記憶がほとんどないという回答がみられた。いずれも自ら助けを求めることが困難である状況がうかがえる。

#### [聞き取り調査における回答：心身への影響]

- 足を押さえつけられた際のあざ、出血をとまなう怪我等。
- 膣の周りの裂傷、出血等。
- 不安、不眠、悪夢、食欲不振、動悸、息切れの症状があった。
- 下痢が続き、不眠、うつ状態になった。
- 急に涙があふれる、震えが止まらない、身体が痙攣する。
- 味覚がなくなり、15kg 程痩せた。
- 傷がつくまで身体を洗ってしまう。
- 被害直後から7カ月程度、毎日震えがあった。
- 自分に対する関心が消失し、食べることすらできない状態が半年以上続いた。
- 起きている時は、考えないようにするので大丈夫だが、夜になると不安で「寝ないようにしないと」という意識が働き、外が明るくなるまで起きている。
- 夢があまりにリアルなため、夢と現実の区別がつきにくくなり、加害者にまた襲われるのではないかという不安が付きまとう。枕元に包丁を置いて寝ると比較的落ち着いた。
- 何をするにも気力がなくなった。
- 何も感じない、つらくもないし、悲しくもない状態だった。
- 感情が壊れてしまい、ゼリーの中にいるようだった。感覚が麻痺し、麻酔を打たれているようだった。暑さ寒さ、食欲等何も感じなかった。
- 毎日死にたいと思っていた。どうやったら死ぬのだろうか、そればかり考えていた。
- 自傷行為（手首、足首）。
- 被害後2カ月が経過してから悪夢をみるようになり、そこから不眠が始まった。被害に遭っている時の再現を夢にみる。
- フラッシュバックが日常的に起こる。
- 病院（メンタルクリニック）に通院するようになった。
- 病院ではPTSDと診断された。

[聞き取り調査における回答：社会生活上の影響]

- 犯人が捕まっていないので、いつ自宅に来るか、いつ襲ってくるか心配になり、外出することが難しくなった。
- 引きこもりがちになった。
- 帰宅途中での被害であったため、現場付近に近付けない、自宅に帰れない。
- 外出できない。男性が怖い。
- 職場に男性がいるだけで働くことができない。
- もともと家事をこなすタイプだったが、次第に家事ができなくなっていき、抜け殻のようになった。風呂のお湯をためていたのを忘れてした。自分が何を食べていたのか、何か食べていたのかさえ、今となっては思い出せない。
- 仕事では、記憶力、判断能力の低下から、それまでには絶対にしないようなミスが増えた。
- 怪我と精神的苦痛のため、仕事ができる状態ではなかった。
- 新しく変えた自分の携帯番号が覚えられなくなった。
- 業務を行うことに支障をきたすようになり、仕事を休みがちになり、仲の良かった仕事仲間とも話せなくなり、退職した。
- 1年前に引っ越したばかりにもかかわらず、引っ越しを余儀なくされた。引っ越しなどに費用がかかり、経済的に困窮した。
- 家族と話ができなくなった。
- 人付き合いの仕方が分からなくなった。趣味も楽しめなくなり、友達と会わなくなった。
- お酒をやめていたのに、また飲むようになり量が増えた。
- 電車に乗ることができない、女性の多い職場が落ち着く。

DV被害者や子どもの頃被害に遭った被害者については、次のとおり特有の回答がみられた。

(DV被害者の事例)

- 軟禁状態だったので、仕事もしておらず自由に外部と連絡を取ることができなかった。
- 加害者が被害者の交友関係を執拗に制限したため、友人、会社、実家等と疎遠になっていった。
- 自分がDV被害を受けていることに気がつかなかった。

(子どもの頃被害に遭った被害者の事例)

- 当時は何をされているか分からなかった。
- 子どもの頃の記憶がほとんどない。
- 誰にも気づかれたくないけれど、誰かに気づいてほしかった。

- (被害に遭っていたと気づいてから) 食欲不振、不眠、涙がとまらない、動悸、息切れ等。

### 2.3 被害後の状況 (概要)

被害を受けた後、被害者は放心状態、混乱、病気や体の心配、不安といった状態におかれながら、相談先や適当な専門家が分からずにいることがうかがえた。DV被害者の場合には、加害者との関係を断ち切る方法が見つからずに、相談に至るまで苦しんでいた状況がうかがえた。

被害後の相談状況については、後に詳述するが(2.8及び2.9)、被害者は、適当な相談先を探すのに相当な苦勞をしたり、たらい回しによる二次被害を受けながらも、様々な人(機関)に相談をしている。しかしながら、相談先等で、被害者の心情への配慮を欠いた対応をされるなど、二次被害を受けている。

#### [聞き取り調査における回答：相談までの時間に考えていたことや感じていたこと]

- 体が動かない、放心状態で過ごした。
- 何処に行ったらいいのか。どうしたらいいのか。相談先がわからなかった。専門家のアドバイスが欲しかったが、どういう専門家のところに行けばいいのかもわからなかった。
- 病気や体のことが心配だった。
- 不安だった。
- 被害直後は、被害そのものが受け入れられず、考えたくなかった。
- 混乱していた。周りの人がいろいろ指示をしてくれた。誰もいなかったら、ボーンとしていたかもしれない。
- 知人から電話があり「すぐに病院に行きなさい」と言われるまでは、病院に行く気もなかった。

DV被害者については、次のとおり特有の回答がみられた。

#### (DV被害者の事例)

- 加害者との関係はいつ終わるのだろう、どうやってこの関係を終わらせるのだろうということを考えていた。
- 次第に暴力がひどくなり、人に会うことや連絡を取ることを制限され軟禁状態になってからは、「どちらかが死なないと終わらない」と思っていた。

### 2.4 ワンストップ支援センター利用者の声

被害による心身への影響や社会生活上の影響、不安な中でもなかなか適当な相談先にたどりつけない状況、相談先での二次被害、といった困難な中であって、ワンストップ

支援センターを利用することができた被害者(11名中4名)はセンターにどのような感想をもったか、聞き取りの中で得られた回答から関連するものを抽出した。

ワンストップ支援センターの利用者からは、安心感がある(24時間いつでもつながる)、信頼できる(女性の身体に関する知識がある、同じ目線で相談できる)、何度も説明する必要がない、必要な支援につないでくれる(緊急措置から長期的支援につなぐ)、協力体制・地域(他の機関)とのネットワークがあることなどについて肯定的な感想がみられた。

#### [聞き取り調査における回答：ワンストップ支援センター利用者の声]

- ワンストップ支援センターに来て、医師も弁護士も信頼できたし「いつでもかけていいですよ(電話等)」という所があるのは、とてもよい。
- 産婦人科診察の意味や女性の身体についてしっかり理解して説明できる人が関わっているため、安心できた。
- ワンストップ支援センターは、24時間いつでもつながるという安心感があって、そう思うだけで落ち着いていられた。
- 特に支援員の常駐、24時間対応という点で満足した。安心して診察を受けることができた。
- クリニック(婦人科)でワンストップ支援センターを紹介されて受診した。ワンストップ支援センターに必要な情報が伝達されていて、再度説明する必要がなかったのがよかった。必要な人に情報提供されることが大切だと思う。
- 緊急事態への対応だけでなく、長期的なカウンセリング支援を紹介してくれたので、現在までずっとカウンセリングを受けることができている。
- ワンストップ支援センターのように、1箇所で全部済む方がいい。選択肢を提示してもらい、必要な支援が遠方の場合、医療等の緊急処置をして、カウンセリングや弁護士紹介等の支援があるとよい。
- 必要な支援をネットワークしていて、近くで通いやすい場所に必要な支援がある方がいい。
- 地元の女性グループとつながっており、協力体制がしっかりしていて、大きな安心感になった。
- カウンセラーはじめ支えてくれているスタッフが同じ目線で特別な肩書きがあるわけではないということも良かった。
- カウンセラーだけでなく、多くのスタッフが、どの人に話しかけてもまた疑問をぶつけても、みんなが迷うことなく同じ言葉や内容が返ってくる。何を言っても、ひとつも疑わずに自分を信じてくれていることで安心ができる。
- 民間で、ボランティアであること、善意で動いていることが、すごく感じられる。行政主導で支援センターが立ち上げられると、対応がマニュアル化され、一番行きやすくあってほしいところが、行きにくくなると思う。

## 2.5 ワンストップ支援センターに求める支援内容・方法

ワンストップ支援センターに求める支援内容・方法として、必要な支援への引き継ぎ・コーディネート、相談、つき添い支援等が挙げられた。また、支援の提供方法として、24時間体制、匿名性の保証、予約制などが挙げられた。

### ○必要な支援への引き継ぎ・コーディネート

支援の選択肢を提示し、必要な支援につなぐことを求める意見が多くみられた。ワンストップ支援センターにおいて、被害者にとって必要な支援の選択肢を提供し、メリット・デメリットを説明した上で、希望する支援につなぐことの必要性がうかがえた。

#### [聞き取り調査における回答：必要な支援への引き継ぎ・コーディネートの必要性]

- 縦割りである行政支援を網羅的に把握し、窓口を一本化して、求める支援につなぐコーディネーター的役割が必要である。
- 窓口だけ増やしても意味がないように思う。事情を話してから、ここでは適切な支援を受けられないと判明することが多く、苦痛であった。
- これからどうなる、どんなことが必要となる、今後とる行動（被害届を出すなど）によるメリット・デメリットを（精神状態はひどいものであるため、理解できなかったり、忘れてしまいが）分かるように説明してほしい。
- 初めに相談を受ける窓口が、被害者の必要としている支援（警察、弁護士、臨床心理士など）の選択肢を提示して、被害者が希望する支援につなげることができるとよい。
- フローチャートなどを使って今自分がどの位置にいるのか、次にどうなるのか、どのような選択肢があるのかを目に見える形で説明して欲しい。今まで通りでよいのか、警察に行くのか、法的措置をとるのか。中には「緊急避妊ピルだけもらえればいいです」という人から、長期的なカウンセリングが必要な人までさまざまだと思う。

### ○相談

傾聴すること（気持ちの部分で寄り添うこと）、カウンセリングなど相談を望む意見が多くみられた。カウンセリングについては、長期的なカウンセリングに関する要望もみられた。相談員に求めること、方法については、「2.8 ワンストップ支援センターの相談員に求めること」を参照されたい。

#### [聞き取り調査における回答：傾聴できる人の必要性]

- まずは傾聴してほしい。
- 最初に気持ちの部分で寄り添ってくれる人がいることが重要である。被害直後は孤独であるし、どうしてよいか分からず抱え込んでしまう。

- 被害者は、相手が悪いと思わず、ひたすら自分を責める傾向にあるが、それは間違っているということを早い段階で被害者に伝える必要がある。自分はその出来事が被害だと思うことに1年程度かかった。

#### [聞き取り調査における回答：カウンセリングなどの必要性]

- 最初に混乱している状態が「異常でない」こと、「症状は回復すること」等を心理の専門家から言ってもらえると安心する。
- 緊急対応だけでなく、長期的なカウンセリングにも繋いでほしい。
- カウンセリングは保険診療だったが、受診しようとしても数カ月待ちであることが多く、一番困っている時にカウンセリングを受けることができなかった。
- 精神科医（トラウマ処理等）。
- 自分の記憶があいまいで、説明しても食い違うことがある。精神科医や臨床心理士は時間軸がずれることや、場面が入れ替わることがあるということを知ってくれるが、そうでない人に「頭がおかしくなったんじゃないか」と思われるのが怖い。

#### ○つき添い支援

つき添い支援について、警察へのつき添いをはじめ、現場付近へのつき添い、書類などの手続のサポートなどが求められている。

#### [聞き取り調査における回答：つき添い支援の必要性]

- つき添いや手続を一緒に手伝ってくれるなどの支援があるとうれしい。
- 休職手続、行政機関での手続をはじめ、さまざまな書類の記入が大変困難である。
- 最初に警察に行った時、一人だったのでとても疲れた。普段通っている所へのつき添いしてもらえると、引きこもらないですんだかもしれない（事件の現場近くを通らなくてはいけなかったのだ）。

#### ○証拠採取

証拠採取の必要性に関する回答がみられた

#### [聞き取り調査における回答：証拠採取の必要性]

- 被害直後にセンターを訪れた場合は、証拠採取や写真撮影など、センターで対応可能な緊急措置を行い、必要な支援を選択することができるとよい。
- 証拠採取をしてくれる施設であることが必要。

#### ○法的支援

法的なアドバイスができる専門家の必要性に関する意見がみられた。

**[聞き取り調査における回答：法的支援の必要性]**

- 専門知識を持った人（弁護士等）が必要。これから先のこと、法的措置にどのようなものがあるのか等が分からなかった。法的に相手と戦うためのアドバイスができる専門家がいるとよい。
- 裁判をした。最初の弁護士が合わず、代わりの弁護士を自力で探すのが大変であった。弁護士を紹介してくれる（繋いでくれる）支援があるとよい。
- どのような裁判が行われるのか、裁判の流れ、基本的な知識・手続等が全く分からず、図書館で調べた。裁判の流れを説明してくれる人、自分にどのような選択肢があるのかを教えてくれる人がいてくれたらよかった。

**○24 時間体制**

24 時間体制を望む意見が多くみられた。夜間の不安な時間帯において電話などで相談ができることが望ましい。

**[聞き取り調査における回答：24 時間体制の必要性]**

- 24 時間の電話相談があったほうがよい。
- 夜間、土日の対応は必要である。仕事後に行くことができる。
- 24 時間いつでもつながるという安心感があって、そう思うだけで落ち着いていられた。
- 支援員のサポートが 24 時間なので、いつでも話すことができた。
- 土日、祝日、24 時間運営されていること。特に夜間は暴力を受けている人が多い。

**○匿名性の保証（プライバシーへの配慮）**

匿名性の保証（プライバシーへの配慮）について、他人に知られることなく施設に足を運ぶことができること、相談の際に何度も同じ話をしなくてすむような工夫を、匿名性を保証しながら実現する仕組み・体制（受理番号によるデータ共有など）が、継続利用のために望ましいとの意見がみられた。

**[聞き取り調査における回答：匿名性の保証の必要性]**

- 他の人に知られずセンターに行けることが重要。行きやすく（すべての人に開かれていて）、他人に知られないことの両方が必要。
- 継続して電話相談などをする場合に、電話の担当者が代わって同じ話を繰り返したくないので、名前の代わりに受理番号をもらって、同一人物からの相談だと分かるようになっているとよい。
- プライバシーを守ることは厳守されたい。
- 被害内容と被害者の顔を一致して把握している人は 1 人で十分である（地域の相談機関等に相談する場合、相談員等も同じ街に住んでいる可能性があるため）。

## ○予約制

予約制について、他の人との接触を少なくするために予約制を望む意見（他者との接触を避けるため、待合個室を複数設置するという策も可）がみられる。一方で、被害後に電話を掛けたところ、予約制のために、数週間後の診察・訪問を余儀なくされた経験を持つ被害者も少なくないことから、柔軟性のない一律予約制はやめてほしいとの意見もみられる。

### [聞き取り調査における回答：予約制に関する意見]

- 原則は予約制にしてほしいが、急な対応の枠も用意してあるとよい。
- 緊急対応でも完全予約制であること、もしくは待合室がたくさんあること。なぜなら同じ女性同士でも、被害者は顔を合わせたくない。
- 予約制はやめてほしい（精神科に行こうとしたら 1 ヶ月後しか予約を取ることができなかった。DV 被害者は精神的にも追い詰められているため、予約を入れている余裕がない）。
- カウンセリングは保険診療だったが、受診しようとしても数カ月待ちであることが多く、一番困っている時にカウンセリングを受けることができない。

## 2.6 ワンストップ支援センターの相談員に求めること

相談員に求めることについて、傾聴できる人（気持ちの部分で寄り添ってくれる人）、女性相談員であること、手続や女性の身体のこと（性被害）などの知識があり、とるべき手段とその結果起こることに関する選択肢を説明できる人、守秘義務遵守できる人などの回答がみられた。

## ○傾聴できる人（気持ちの部分で寄り添ってくれる人）

相談員は傾聴できる人（気持ちの部分で寄り添ってくれる人）が望ましいという意見が多くみられた。被害者は、被害のことを抱え込み、孤独になりがちであることから、まずは話を聞き、気持ちの部分で寄り添ってくれる人、被害者自身のペースで相談ができる人が望ましい。

### [聞き取り調査における回答：傾聴できる人の必要性]

- 心情を理解してくれる相談員の資質を重視する。
- 当事者は困惑しているので、うまく話せない状態にいるときに、決めつけたり、コメントをはさまないでほしい。
- 傾聴できる人。物事を決めつけず、人の話を聞いてから話をする人。
- 最初に気持ちの部分で寄り添ってくれる人がいることが重要である。被害直後は孤独であるし、どうしてよいか分からず抱え込んでしまう。

- 伝わらない、さらに傷つくと思うと話したくなくなる。
- 見た目だけではわからないもの（心理的なもの、PTSDの症状等）を分かる人、気づいてくれる人。

### ○女性相談員

相談員は女性が望ましいという意見が多くみられた。中には、（女性でも、被害者の立場にたった、適切な相談業務を行うことができない人もいることから）性被害に対する知識があれば女性相談員でなくてもよいという意見もあったが、男性が怖く外出もままならなくなる事例も見られるところ（2.2 被害による影響を参照）、女性の身体のことを相談したいといった要望（次項参照）もあり、女性相談員を望む被害者が多かった。

#### [聞き取り調査における回答：女性相談員の必要性]

- 女性相談員が望ましい。
- 女性でなければ安心できない。
- 相談員でも支援員でも、男の人は絶対においてほしくない。
- できれば女性をお願いしたい。
- 最初の女性警察官の対応がとても辛かった。次に、男性警察官に代わったが、まだ性被害に関する知識があったので、楽だった。

### ○手続や女性の身体のこと（性被害）などの知識があり、とるべき手段とその結果起こることの選択肢を説明できる人

手続や女性の身体のこと（性被害）などの知識がある人、とるべき手段とその結果起こることの選択肢を説明できる人を望む意見が多くみられた。さまざまな機関に自ら足を運び、その都度、何度も自身が体験した被害について話すことがないよう、被害者の負担軽減のためにも、手続等の全体像を把握し、支援の選択肢を被害者に分かりやすく説明することができる人、女性特有の症状についても相談することができる女性の身体のこと（性被害）について知識がある人が望ましい。

#### [聞き取り調査における回答：手続などの知識があり、とるべき手段とその結果起こることの選択肢を説明できる人の必要性]

- 被害者のいる場所の近くで、どのような支援が受けられるかを分かりやすくアドバイスしてほしい。
- 最初に相談を受け付ける人は、被害や状況の概略を聞いて、アセスメントできるだけの知識と経験のある人を配置してほしい。コーディネーターのような役割をする人。正しく評価し、分析して、その人に必要な支援につなげてほしい。
- 休職手続、労務の説明、引越し、警察等、被害者は被害後にめまぐるしく動かざるを

得なくなる中で、適切な情報を提供し、支援をつないでほしい。

- 診察について、事前に丁寧な説明ができる人。

**[聞き取り調査における回答：女性の身体のこと（性被害）などに知識がある人の必要性]**

- 性暴力のこと、女性の身体のことを分かっている人。特に、女性特有の病気のことや月経のことなどをしっかりわかってくれることが必要。被害のあと、月経不順になったり、月経痛や PMS（月経前症候群）がひどくなったりしたことも相談できた。彼とのセックスについても相談できた。
- 産婦人科診察の意味や女性の身体についてしっかり理解して説明できる支援員がいることは必須条件。
- 女性の身体のことを分かってくれる支援員であるとよい。

### ○守秘義務を順守できる人

相談員は守秘義務を順守できる人であることが必要との意見がみられた。プライバシーや匿名性の保証に対し高度に配慮を行うことができ、責任ある立場をわきまえ、プロ意識を持って支援をすることができる人が望ましいとの指摘がみられた。

**[聞き取り調査における回答：守秘義務を順守できる人の必要性]**

- 守秘義務をしっかり守ることのできる人（個人情報が出たら、しっかり責任を負うことのできる人）であること。
- 支援員としての養成トレーニングを受けて訓練されている人。
- 興味本位ではない人、プロ意識を持っている人が望ましい。

## 2.7 ワンストップ支援センターのあり方

ワンストップ支援センターのあり方について、すべての人に開かれているセンター、緊急対応の場と長期的支援の場が同じでないことなどの意見がみられた。

### ○すべての人に開かれているセンターであること

ワンストップ支援センターは、被害内容や社会的立場などに関係なくすべての支援を必要としている被害者に開かれているセンターであることが望ましいとの意見がみられた。被害の種類、地域（居住地域、被害にあった地域など）、家族構成、収入レベルなどにより、対応の可否を分けることがないことを切望する意見である。

**[聞き取り調査における回答：すべての人に開かれたセンターの必要性]**

- 「性被害」「性暴力被害」に限らないでほしい。複合的な被害を受けるケースも多いと思う。暴力被害の当事者として、広く捉えてほしい。

- 「性被害」に限定されると利用しづらい。利用者に条件をつけないでほしい。
- 突然被害にあい、自分に何が起こったのかすぐには分からなかった。性被害について話すには、安心や信頼が必要。窓口では、性被害に限定しないで、女性の「暴力」または「犯罪被害」の当事者として支援してほしい。
- 助けを求めている被害者を拒否しないでほしい。仕事の有無、貯金の有無、婚姻の有無、子どもの有無で被害者を差別しないでほしい。

### ○緊急対応の場と長期的支援の場が同じでないこと

プライバシーの観点、長期的支援を受ける立場から、医療などの緊急支援とカウンセリングなどの長期的支援が同じ場所がないことが望ましいとの回答がみられた。

#### [聞き取り調査における回答：緊急対応と長期的支援が同じ場所がないことの必要性]

- 緊急の対応と長期のカウンセリングをすることが、同じ場所がないこと。
- 緊急で行った所は、何度も行くとその時のことを思い出してしまう。

## 2.8 被害後の相談状況

### (1) 被害から最初の相談までの時間、初めに相談した人（機関）・理由

被害から最初の相談までの時間について、被害当日から被害後 3 日以内の被害後の早い段階で相談をしたとする回答が多かった。初めに信頼している家族や友人などの身近な人に相談をしている傾向がうかがえた。

一方、DV 被害者、子どもの頃被害に遭った被害者は、被害について自分からは相談ができずに被害から相談に至るまでに時間を要しており、友人や会社関係者などの第三者があざやけがなどに気づくことによって、結果として支援につながっていた。被害から最初の相談までに長期間を要した理由については、加害者に監視されていた、恐怖心から相談できなかった、幼すぎたなどが挙げられている。

#### [聞き取り調査における回答：被害から最初の相談までの時間、相談相手、相談した理由]

- 被害当日
  - ・ 交際相手（同居しているため、帰宅後「どうした？」と聞かれた。）
  - ・ 母親（安心できるから、自分の心配をしてくれるから。）
  - ・ 父親（信頼できるから、日頃から関係性がよいから。）
  - ・ 警察（所持品をすべて奪われたので、警察に行った。どこに相談してよいか分からなかったが、深夜だったので、他にあいていなかった。）
- 被害翌日
  - ・ 友人（相談するつもりはなかったが、事件の翌日友人と会って涙がとまらなくなり、どうしたのかと聞かれ話してしまった。）

- 被害後 2 日
  - ・友人（携帯電話に番号が登録してあったから。）
- 被害後 3 日
  - ・友人（人には言えない、恥ずかしいことなので信頼のおける友人に相談した。）

DV被害者や子どもの頃被害に遭った被害者については、次のとおり被害から相談に至るまでに時間を要していた。

（DV被害者、子どもの頃被害に遭った被害者の事例）

- 被害後 3 週間
  - ・友人（殴られて顔に打撲があったため、友人が気づいた。）
- 被害後 2 年
  - ・会社（仕事に集中力がない、顔色が悪い、急激な痩せ型などから、健康関係の部署から声をかけられた。被害後すぐに相談できなかったのは、怖かった、加害者にどこで何をしているかをメールなどですべて報告しなければならず、すべての行動を監視されていた、女性センターなどの相談窓口の存在は知っていたが、恐怖心から相談できなかったため。）
- 被害後 30 年以上
  - ・カウンセリング機関（別の被害でカウンセリングを受けたことがきっかけで、幼少時の児童虐待（性的虐待）についても初めて人に話すことができた。被害当時は幼すぎて誰にも話せなかったため。）
- 被害後 35 年以上
  - ・友人（相談するつもりはなかったが、何かの話の際に友人が気づいた。被害当時は誰にも話せなかった。子どもが自分から誰かに話すことはできないように思う。気付いてもらうしか手立てがない。）

## （2）被害後相談した人（機関）

被害後の相談状況については、初めに相談した人（機関）を含め、様々な人（機関）に相談がなされていた。適当な相談先を探しまわることによる相当の苦労を重ねた事例やたらいまわしによる二次被害を受けた事例（2.9 二時被害の状況を参照）もみられた。このような事例においては、どの人（機関）に相談すればよいのかを調べては、何度も自分の身に起こった被害を説明することに非常に大きな負担があったものと思われる。

[聞き取り調査における回答：被害後相談した人（機関）]

- 母親、父親
  - 交際相手
  - 病院（産婦人科、診療内科、外科、口腔外科、精神科等）
  - 弁護士
  - 警察
  - 保険会社
  - 会社
  - カウンセリング機関
  - パープルダイヤル
  - 支援センター
  - 女性センター など
- 
- 被害後、何かの支援につながろうと相当動いたにもかかわらず、得られるものは僅かであった。
  - 事情を話してから、ここでは適切な支援を受けられないと判明することが多く、苦痛であった。
  - 病院や警察、司法と何度も同じ質問をされて、話すのは苦痛だった。
  - 弁護士は3人目でいい人が見つかったが、ほとんど自力で探した。

(3) 警察への通報・被害届の有無とその理由

本聞き取り調査の対象者11名のうち、警察へ通報した者は4名、そのうち被害届を出した者は3名であった。

警察に通報した理由としては、病院や友人・知人の勧め、所持品を盗られたなどが挙げられる。被害届を出した理由としては、警察からの勧めなどの理由がみられた。被害からしばらくたってから被害届を提出した事例もみられる。被害届を出したが、十分な説明を受けたかったことにより被害届を出したことを後悔しているケースもみられた。被害届出に関しては、被害者の意思を尊重してほしいという声もみられ、手続に関する十分な説明をした上で、被害者の届出意思を尊重することが必要であると考えられる。

一方、警察への通報をしなかった理由としては、警察沙汰になって仕事を辞めることが嫌だった、加害者が身内であったために躊躇した、自分にも非があった、などの理由がみられた。DV被害者については、さらにひどい暴力を受けるのではないかとという恐怖や、精神的に追い詰められていて何をすればよいのか分からなかったなどの理由から、警察への通報や被害届の提出には至っていなかった。子どもの頃被害に遭った被害者についても、幼少時のことであるため、警察への通報や被害届の提出は困難であったとの回答がみられた。

[聞き取り調査における回答：通報した／被害届を出した理由]

- 被害後 2 週間が経過してから、病院の勧めで通報した。どこに通報してよいか分からなかったが、医師から自分の居住区の警察署に行けばよいと言われた。
- とりあえず警察に行ったほうがよいといわれ、警察で被害届を出すことを強く勧められたから。
- 誰からも被害届を出すとはどのようなことになるかという説明を受けず、何も知らずに被害届を出した。被害届を出したことを後悔している。
- 所持品を奪われたので被害当日、数時間後に警察に出向いた。
- 最初は加害者からの逆恨みが怖くて被害届を出すつもりはなかったが、被害から 1 ヶ月後に届ける決心がついた。

[聞き取り調査における回答：通報しなかった／被害届を出さなかった理由]

- 警察沙汰になると、被害者であっても仕事を辞めなければいけない職場だから。仕事を続けたかった。
- 誰にも知られたくなかった。
- 加害者が身内だったため躊躇した。
- 警察に行くほどのことではないと思った。
- 警察に行ったが、被害届の手続きの教示がなかった。
- 自分にも非があった。
  
- 警察に届けるか否か、いつ届けるかについては、被害者の意思を尊重してほしい。

DV被害者や子どもの頃被害に遭った被害者については、次のとおり特有の回答がみられた。

(DV被害者の事例)

- 怖かった。一度ひどい暴力をふるわれ、警察に逃げ込もうとして加害者に捕まり、さらにひどい暴力をふるわれた。
- さらにひどい暴力を受けるのではないかという恐怖。
- (加害者と法的に戦うことを考えると) 今は被害届を出しておけばよかったと思っている。
- 精神的に追いつめられていてどうすればいいのか、何をすればよかったのかが分からなかった。
- DVは精神的に追いつめられている。暴力に耐えられず、友人の力を借りて、遠く(他県)に逃げた。現場から逃げて半年程度経ってようやく冷静に物事が判断できるようになる。
- マインドコントロールがとけるのにも時間がかかる。性的暴行は半年以内でないと訴

えられないと本で調べた。今なら被害届を出すし、当時の家の中は物がすべて壊されていて法的措置をとるなら証拠となるものがたくさんあった。

(子どもの頃被害に遭った被害者の事例)

- 思いもつかなかった。
- 幼すぎた。

## 2.9 二次被害の状況

被害者は、行政及び民間の相談窓口、医療機関、警察等刑事司法機関、職場などのさまざまな場所において二次被害を受けていることが分かった。被害者を急かす（被害者のペースを乱す）、威圧的な対応、対応拒絶（門前払い、診察拒否）、事務的な対応（当該機関が対応すべき方か否かの判断など）、被害者の心情理解に欠ける対応が二次被害につながっていることがうかがえ、相談対応にあたって特に留意が必要である。

以下に、聞き取り調査対象者から指摘された二次被害の事例・特徴を、機関別に列記する。

### (1) 行政及び民間団体の相談窓口

行政及び民間団体の相談窓口では、たらいまわしにされた、ひどい言葉をかけられた、重い言葉をかけられたなど、なかなか相談ができない状況、不安が解消されない対応などが指摘された。

また、毎回担当が異なり、返ってくる回答が異なるなど、被害者が混乱する対応や、困っている状況などを聞く前に支援の対象者であるか否かを事務的に判断しようとする対応が二次被害につながっていることが指摘された。

#### [聞き取り調査における回答：行政及び民間団体の相談窓口での二次被害]

- 「ここで話は聞けない」と言われた。結局3回電話して、3回とも別の所を紹介すると言われ、たらいまわしにされた感じだった。しかし、紹介された先でも「別のところへ」とふられ、結局何件も電話することになった。
- フラッシュバックが起こり、眠れず、リストカットしたくなり、それを止めるために電話をしたが、「リストカットしたくてしんどい」と言うと、「だから何?」「したいなら、じゃあすれば」と言われた。「死ぬ」と言われたのと同じだと思った。
- 彼の暴力を止めようとして電話した。しかし「あなたががんばらなきゃいけないのよ」と言われて重かった。こんなにつらい思いをしているのにまだがんばらなきゃいけないのかと思いつらかった。
- 毎回担当者が異なり、返ってくる回答内容もバラバラで混乱した。
- 支援センターに被害届の取り下げ方を聞いたが、「言葉に敏感になっているのではない

か」等と言われた。

- 電話をして相談しようとしたところ、最初に被害届を出したか否かをきかれた。税金で運営されているので、被害届の提出が前提条件であると言われた。被害届を出さなければ、情報提供もできないと言われて、非常にショックを受けた。
- 相談の電話をかけた最初の質問は「貯金はあるのか」だった。「貯金はある」と答えると、「その資金ですぐに引越しをきなさい」と言われた。
- （自分が仕事をしているため）「経済的に自立している人が来るところではない」と言われた。
- 子どもがいなくて仕事に就いている人は、経済的に自立しているとみなされ、門前払いをされた。
- 「DV被害にあっている人なら誰でも助けてくれるわけではない」ことを知った。
- 具体的な説明を求められた際、被害について話そうとすると被害場面のフラッシュバックが起きて、話せる状態ではなかった。被害者の心理や症状への理解がないので、うまく話せない状態でコミュニケーションがとれず、代理人をお願いすることができなかった。
- 以前から子どものことを相談していたのだが、裁判をすることになった時に事情を説明したら、「本当ですか」と疑われた。しんどい状況をわかってほしかっただけなのに、行政職員は味方ではないのだと改めて思った。

## (2) 医療機関

医療機関では、警察沙汰に巻き込まれたくないという理由で診察を拒否されるなど、性犯罪・性暴力に対する理解のない対応が二次被害につながっていることが指摘された。

### [聞き取り調査における回答：医療機関での二次被害]

- 最初に友人が女医のいるクリニックを調べてくれて、診察に付き添ってくれた。しかし、警察沙汰に巻き込まれたくないと診察を断られた。
- 友人が代わりに受付をしてきている間、離れたところに隠れていたら、看護師がわざわざ姿を見に来た。心配する様子もなく、性犯罪被害者として話題にされた気がする。
- 「シェルターに入らないなら他にDVから逃れる手段はない」と言われた。当時19歳でシェルターが何なのか、どんなところなのか、本当にそれしか手段はないのか分からず、絶望的な気分になった。

## (3) 警察等刑事司法関係機関

警察では、話を聞いてもらえない、威圧的な態度をとられる、気分が悪くなくても（事情聴取などを）やめてもらえない、管轄外といわれ門前払いされたなど、被害者の心情を

理解せず、対応を急がせる対応が二次被害につながっていることが指摘された。また、検察でもまたはじめから事件のことを話さなければならなかったことが負担であったとの回答がみられた。さらに、裁判においては、怪我をしていない、殴られていない、ということで、抵抗していないと決めつけられてしまうといった回答がみられた。

#### [聞き取り調査における回答：警察等での二次被害]

- 被害の経緯や前後関係をきちんと説明したかったのに、話を聞いてもらえなかった。
- 女性警察官の対応であったが、最初は「通り魔的なものでないと被害にならない」と言われた。その後、訂正された。あまり知識・経験がない人という印象を持った。
- 正義感が強いのは分かるが、普段、凶悪犯を相手にしている人は、加害者対応と被害者対応が一緒になってしまっているのではないかと感じた。(加害者が身内や、職場の人であることなどから) 話せない、話したくないと言うと責められてしまった。
- 事情聴取の際、たくさんある男性の写真の中からどれかを選ぶ際に、気分が悪くなり、もう無理だということを伝えたが、やめてもらえず、女性警察官に「会議があるから早くしてほしい」、「抱えている案件は1つではない」などと言われた。
- 事情聴取の続きにいつ来るのか、いつ体調がよくなるのかと圧力をかけられた。立件や検挙率が昇進のポイント制になっているのかと感じさせるくらいの対応だった。
- 最初に行った警察署で、「うちの管轄じゃない」と言われた。パニックになりながら警察に行ったのに門前払いされた。
- けがをしているのに、威圧的な態度で、相談できる状態ではなかった。
- 助けるというより、自分たちの質問に答える、という態度だった。
- 「強制わいせつ」というと軽く扱われているような気がした。強制わいせつでも(たとえ強姦でなくても)、被害者は同じようにしんどくて辛い。性暴力としては同じだということを、もっと被害者の立場にたって考えてほしい。
- まだ気持ちの整理ができていない中、被害現場に行き「バッグはどのようにどちらの手で持っていた」「ものはどちらにあった」「場所はここか」など必要以上に質問されてつらかった。写真もバシャバシャとられた。
- 警察の事情聴取、現場検証が丸一日あり、疲れ果てた。
- 検察でもまたはじめから、事件のことをすべて話さなければならなかった。

#### [聞き取り調査における回答：司法機関での二次被害]

- (裁判をすることになって) 被害者側が証明しないといけないことが多すぎる。本当のことを言っているのに信じてもらえなかったり、法律の都合に合わせて動かされる。「同意だったのではないか」ということに対して、違うと言っても、自分が悪くないという証明がすごく難しい。怪我をしていない、殴られていない、ということで、抵抗していない=同意と決めつけられてしまう。

#### (4) 職場

職場では、病気休暇が認められない、職場に休暇を申請したところ、周囲の人も事件のことを知っていたなど、被害者の心情や症状に対する理解がなく、配慮に欠ける対応が指摘された。

##### [聞き取り調査における回答：職場での二次被害]

- けがの治療と仕事ができる状態ではなかったため、診断書を出して病気休暇を申請したが、認められなかった。
- 職場に回復のための休暇を申請したところ認められず、事情を周りの人が知ってしまった。

#### 2.10 その他

その他として、多くみられた意見を以下に列記する。

##### ○「性犯罪」、「性被害」、「性暴力」などの用語への注意

被害後、「性犯罪」、「性被害」、「性暴力」などの言葉を見聞きすることで気分が悪くなってしまうという指摘がされた。配布されるチラシ、手続の際についても「性犯罪」、「性被害」、「性暴力」などの記載があると直視することができず、連絡先が書いてあってもアクセスすることができないという意見がみられた。

##### [聞き取り調査における回答：用語への注意]

- 警察から被害者支援一覧の紙を渡されたが、「性犯罪」という言葉は強すぎて、見ることができない、読むことができない。
- 「性被害」、「性暴力」という言葉を聞いたり、見たりするだけで、具合が悪くなる場合もある。看板やチラシなどに、そういう言葉があると、支援を求めたくてもアクセスできなくなる。

##### ○被害直後一定時期の費用負担軽減への支援

被害直後の費用負担軽減への支援を求める意見がみられた。犯人が捕まっていないケースが多いことから、身の危険を感じ引越しを余儀なくされる事例もみられる。また、電話代、治療費など、被害直後に費用負担が発生するケースが多く、被害にあったことで働きつづけられなくなるケースも多いことから被害者は経済的に苦しい状況に追い込まれがちであることがうかがえる。

##### [聞き取り調査における回答：被害直後一定時期の費用負担軽減への支援]

- 被害後数カ月の電話代に5～6万円かかった。さらに治療、引越しなどにもお金がかか

る。実際に数百万円（引越し、帰省のための旅費などを含む）の費用がかかった。還付制度でもよいから先に資金がほしい。

- 病院を紹介する際に、大規模病院に行く必要があるケースでは、初診時の負担金がかからないような制度にしてほしい。被害にあうと諸々の初期費用がかかるので、負担を軽くしてほしい。
- 一番大変な時期に仕事に行けず、経済的苦境にあるのに、その時は何の支援も得られないのは非常に困難をきたす。

#### ○PR・啓発活動

もしも被害にあった時、どうすればよいか、どこに相談すればよいかを普段から認知できる宣伝やPR、加害者に対する啓発も含めた性犯罪の撲滅活動等の実施を求める声があった。

#### [聞き取り調査における回答：PR・啓発活動]

- 普段から「ここに相談すればいいんだ」と認知できる宣伝・PRをするべきではないか。
- 加害者の中には「自分が罪を犯している」という認識がない人も多くいるように感じる。被害者への支援も大切であるが、加害者に対する啓発も含め、性犯罪の撲滅活動等も実施してほしい。

### 3. 調査結果まとめ

性犯罪・性暴力被害者は、被害後、相談機関、医療機関、捜査機関などに自ら足を運び、その都度、何度も自身が体験した被害について話し、時には二次被害を受けることがあるなど、我が国の性犯罪・性暴力被害者の支援体制はいまだ不十分な状況にある。

被害がもたらす精神的・身体的苦痛は、日常生活や社会生活にも大きな支障をもたらす。そして、苦しみが癒えるにも、それを乗り越えていくにも、長い時間を要する。

予期せぬ事態にあった時、自分がつらいと思っていることに気づいた時、行くべき場所、相談すべき人が「存在する」ということは、被害者にとって大変心強いものである。被害後、どの人（機関）に相談すればよいのかを自ら調べ、支援機関に足を運び、何度も自分の身に起こった被害を説明することは、あまりにも被害者への負担が大きいと思われる。

「ワンストップ支援センター」には、被害者の安全を確保し、気持ちの部分で寄り添いながら、被害者にとって必要な支援につなぐ機能・役割が必要であると考えられる。そして、メリット・デメリットをふまえ、支援の選択肢を被害者に分かりやすく説明した上で、支援の選択肢を提供し、被害者自身が希望する支援につないでいくことが望まれる。

なお、今回お話をうかがった被害者は、最初に信頼のおける家族・友人などに相談をし、又は被害から相当期間がたってから第三者に声をかけられるなどしたことによって、支援につながる事ができた方々であるが、性犯罪・性暴力被害者の多くは、むしろ、被害に遭いながら、誰にも被害のことを話せずにいたり、支援につながる事ができずにいるものと思われる。本調査結果は、苦しい中でも、何らかの支援につながる事のできた方々から聞き取ったものであることを申し添える。

最後に、被害後5年、10年以上経った方であっても被害のことを話すのは大変負担が大きく、聞き取り調査後にクールダウンを要したり、少し休んでから帰宅する方もおられた。被害に遭ったことによる精神的・身体的苦痛がある中、本来誰にも知られたくないことや被害後のつらい気持ちを再びお話くださったご協力者の方々に深く感謝を申し上げたい。

参考資料（聞き取り調査票）

聞き取り調査項目

年齢	(年齢又は年代)
性別	男 ・ 女

※調査の対象となる方にご確認の上、インタビュアーの方がご記入ください。予めご紹介の方からお伺いしている場合であっても調査の対象となる方にご確認ください。

※インタビュアーの方は、調査の対象となる方の状況に応じて、質問の順番を変えていただいかまいません。質問しやすい順番でお伺いください。

※調査の対象となる方の状態が悪くなったり、悪くなりそうな場合には、全ての質問項目をお聞きいただかずに調査を中止していただいかまいません。

【性的被害の内容】

問1 被害内容

「あなたがあわれた被害はどのようなものでしたか。話せる範囲でお聞かせ下さい。」

(補足)

「被害内容、加害者との関係、被害後どれくらいの時間が経過しているか、などをお教えてください。」

【被害による影響】

問2 心身への影響

「被害にあわれてから半年くらいの間に心身にどのような変化がありましたか。」

(補足)

「例えば、被害によるけが、傷、性感染症、妊娠、不安、不眠、悪夢、食欲不振などがなかったか、身体の具合が悪くなったことはなかったか、病院で診てもらったときに何か診断されなかったか、どのような気持ちだったか、精神的に困ることはなかったか、などを考えてみてください。」

問3 社会生活上の影響

「被害にあわれてから半年くらいの間、ご自分の生活にどのような変化がありましたか。」

(補足)

「例えば、学校や仕事のこと、病院への通院や入院のこと、住居のこと、家族やパートナー他周囲の人との人間関係のこと、などについて変化や困難がなかったか考えてみてください。」

【被害後の相談状況】

問4 被害後相談した人(機関)・初めに相談した人(機関)・初めに相談した理由

「あなたが被害にあわれた後、相談をしたことのある人(機関)は誰ですか。」

「そのうち最初に相談した人(機関)は誰ですか。」

「その人(機関)に最初に相談した理由を教えてください。」

(補足)

「例えば、家族や友人・知人、先生、医療関係者、公的な機関又は相談員、被害者支援団体、法律関係者(弁護士など)、カウンセリング関係者など、被害のことを相談した人を教えてください。」

問5 被害から最初の相談までの時間(3日以上かかっていたらその理由)

「あなたが被害にあわれてから初めに人又は機関に相談するまでに、どれくらいの時間がかかりましたか。」

「相談までの時間に考えていたことや感じていたことがあったら教えてください。」

問6 警察への通報・被害届の有無とその理由

「警察に通報はされましたか。」

「通報をした理由を教えてください。」

「通報をしなかった理由を教えてください。」

「警察に被害届は出されましたか。」

「被害届を出した理由を教えてください。」

「被害届を出さなかった理由を教えてください。」

(補足)

「警察への通報とは、警察に110番通報あるいは電話による連絡、相談をされた場合をいいます。」

「警察へ被害届を出すとは、犯罪による被害について、捜査などを行うことを求めて警察に届出を出すことをいいます。」

【二次被害】

問7 二次被害を受けた人（機関）

「被害後に、相談をした人々の言動や態度によってお気持ちが傷つけられたことはありましたか。おありであれば、誰（人又は機関）からどのように気持ちを傷つけられたかをお教えてください。」

(補足)

「例えば、家族や友人・知人、先生、警察、検察、裁判所、加害者側弁護士、被害者側弁護士、医療関係者、公的な相談機関又は相談員、カウンセリング関係者、ソーシャルワーカー、被害者支援団体の支援員などからはどうだったか思い出してみてください。」

【ワンストップ支援センターに求める支援など】

※ワンストップ支援センターとは、医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士などによる支援、警察官による事情聴取などの実施が可能なセンターのことです。

問8 相談員に求めること

「センターに勤務する相談員は、どのような人であることが望ましいですか、または相談しやすいですか。性別はどうですか。」

(補足)

「例えば、専門知識（法律、医療、精神保健、福祉、捜査手続などに関する知識）や相談技能があること、心情を理解してくれることといった相談員の資質といった観点から考えてみてください。」

問9 センターに求める支援内容

「センターの支援内容として何を望まれますか。あなたが、事件後これがあったらよかった、これに困った、これがあってよかった、といったことを思い出しながらお考えください」

(補足)

「例えば、センターの支援内容としては、24時間のホットライン、よく訓練された女性（又は男性）相談員による来所相談、女性（又は男性）産婦人科医師による診療、トラウマ治療のための精神科医師への紹介、法医学的証拠の採取、性犯罪・性暴力被害者支援に取り組んでいる女性（又は男性）弁護士への相談、カウンセリング、ケースワーク（生活支援、避難先の確保など）、警察官による事情聴取などが考えられます。」

問10 継続的利用のために重要だと思うこと

「ワンストップ支援センターに継続的に電話や面接で相談をするために重要なことはどのようなことだと思いますか。」

「あなたがまた行ってもよいと思うような相談機関はどのようなところでしょうか。」

(補足)

「例えば、プライバシーが守られること、予約制であること、相談室の広さや明るさなどの相談環境、十分な相談時間があること、土日対応や24時間対応、専用の待合室があること、関係機関との連携が充実していること、情報提供が充実していること、ワンストップ支援センターがどういうところに設置されているか、ワンストップセンターは自宅からどれくらいのところにあるか」といった観点から考えてみてください。」

問11 性犯罪・性暴力被害者支援施策、ワンストップ支援センターのあり方

「性犯罪・性暴力の被害にあわれた方に対する支援施策全般、及びワンストップ支援センターのあり方について、ご意見をお聞かせください。」

ご協力、ありがとうございました。